

○医療用ガス製造所の医薬品製造管理者について

(昭和四八年七月五日)

(薬発第六五八号)

(各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知)

医療用ガス(日本薬局方医薬品酸素、同窒素、日本薬局方外医薬品液体酸素及び同液体窒素をいう。以下同じ。)については、その特殊性にかんがみ、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第十五条第一項ただし書に規定する「その製造の管理について薬剤師を必要としない医薬品」として取り扱うこととし、当該医薬品を製造する製造所の医薬品製造管理者として薬剤師に代えることのできる技術者は次によることとしたので通知する。

なお、これにより医療用ガスの供給に支障のないよう、その製造、販売の適正化について、一層のご指導をお願いする。

- 1 旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく中等学校(以下「旧制中学」という。)若しくは学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく高等学校(以下「高校」という。)又はこれと同等以上の学校で、薬学又は化学に関する専門の課程を修了した者。
- 2 旧制中学若しくは高校又はこれと同等以上の学校で薬学又は化学に関する科目を修得した後、医療用ガスの製造に関する業務に三年以上従事した者。